

新型コロナウイルス感染が疑われる学生・教職員の対応フロー

2020.3.18

※該当者は、ゼミ・クラス担当教員や学生・就職課（学生）
または総務課（教職員）へ速やかに連絡

今、37.5℃以上の熱があり、呼吸器症状・倦怠感がある学生・
教職員は登校・出勤しないでください。

- ①37.5℃以上の発熱や風邪の症状が4日以上* 続く
 - ②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ①②のいずれかに該当

埼玉県民サポートセンター
(☎0570-783-770)
最寄りの保健所
(さいたま市保健所☎048-840-2220)
へ
電話相談をする

※重症化しやすい方
(高齢者、妊婦、基礎疾患が
ある等)は2日程度

指示に従い医療機関を受診する

新型コロナウイルス感染症の
確定

保健所の指示に
従う

新型コロナウイルス感染症の
疑い

保健所、主治医の指示に
従い療養し毎日の体温測定
など健康観察を行う

新型コロナウイルス感染症
以外の診断

主治医の指示に従い療養

登校・出勤後も1週間は
マスクを着用し、手指衛生
の徹底を行う

本人 または 家族等の濃厚接触者が
微熱・呼吸器症状がある

マスクの着用・手指衛生の徹底を行う
2週間の体温測定・呼吸器症状の確認を行う
※37.5℃以上の発熱があった場合、速やかに上記フローに従う

家族等の濃厚接触者が
新型コロナウイルス感染の場合

「渡航制限がある地域から帰国・来日した」もしくは
「新型コロナウイルス感染症と濃厚接触した」学生・教職員へ に従う